委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康福祉部 健康企画課
委託業務番号	令和6年度 - 長健企 第 38 号
委託業務名称	長浜健康ステーション事業運営業務委託
委託業務場所	長浜市
業務の概要	(1)事業運営における通年業務に関すること ・事業の事前準備・周知啓発に関すること ・事業当日の運営に関すること ・事業実施後の事務に関すること ・その他、必要に応じて対すること ・その他、必要に応じて対すること (2)健康づくり関する大型イベントの開催・運営に関すること ・事業の事前準備・周知啓発に関すること ・事業当日の運営に関すること ・事業実施後の事務に関すること
履行期間	令和6年 5月24日 から 令和7年 3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年 5月24日
契約額(税込)	1,420,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湖北町速水1910番地 長浜市保健センター湖北分室内 [商号又は名称] 特定非営利活動法人 健康づくり0次クラブ
契約相手方の 選 定 理 由	職域など多様な主体と連携した健康づくりの推進をふまえ、安定的に事業運営を行うためには、0次健診や長浜健康フェスティバルなど、他機関と連携した健康づくりのノウハウを持つ「非営利活動法人健康づくり0次クラブ」をおいて他にはないため、当該団体を随意契約の相手方として選定した。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額 を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修(2))理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると (7) き。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。